

茨木市事後審査型制限付一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市が発注する建設工事及び建設工事に伴う業務委託（以下「建設工事等」という。）の契約に係る事後審査型制限付一般競争入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「事後審査型制限付一般競争入札」とは、建設工事等の入札を適正かつ合理的に行うため、入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定め、開札後に落札候補者の入札参加資格に関する審査を行い、落札者を決定する入札をいう。

(対象)

第3 事後審査型制限付一般競争入札の対象は、次の各号のいずれにも該当する建設工事等とする。

(1) 金額 設計金額が10,000,000円以上

(2) 建設工事等の業種 土木一式、建築一式、電気、管、舗装、塗装、造園、水道管布設、とび・土工、防水、測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント及び工事系委託

2 前項の規定にかかわらず、前項に規定する建設工事等に該当しない建設工事等のうち、市長が必要と認めるものについては、事後審査型制限付一般競争入札の対象とすることができるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、第1項に規定する建設工事等に該当する建設工事等のうち、市長が必要と認めるものについては、指名競争入札等他の方法によることができるものとする。

(入札参加資格)

第4 事後審査型制限付一般競争入札の参加資格は、次のとおりとする。

(1) 本市の建設工事入札参加資格業者であること。

(2) 茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（昭和62年7月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。

(3) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の2に規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の有効期間が終了していないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。

2 第7に定める方法により設計図書等を取得しなかった者は、事後審査型制限付一

般競争入札に参加することができない。

3 次の各号に掲げる者は、同一工事の事後審査型制限付一般競争入札に参加することができない。

(1) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に掲げる親会社と子会社の関係にある場合及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者

(2) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合及び一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合のいずれかに該当する者

（制限の設定）

第5 市長は、必要があると認めるときは、第4各項の入札参加資格に加えて次に掲げる制限を設けることができる。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可

(2) 茨木市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている本店又は支店等の所在地の要件

(3) 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値

(4) 茨木市建設工事等入札参加資格者名簿における格付点数

(5) 当該建設工事等と同種又は類似の工事又は業務の実績

(6) 当該建設工事等を履行するに当たり必要な技術者の資格

(7) 発注日現在の手持工事又は業務数及び1発注日の応募件数

(8) 同一開札日における複数落札の制限

(9) 工事成績評点による応募件数

(10) その他建設工事等の内容に特別の事情がある場合における個別の制限

（公告）

第6 事後審査型制限付一般競争入札を実施するときは、茨木市財務規則（平成3年茨木市規則第15号）第110条各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項も併せて公告するものとする。

(1) 事後審査型制限付一般競争入札参加申請書の提出期限及び提出場所

(2) 設計図書等に関する質問及び回答の期限並びに方法

2 前項の公告は、市役所前の掲示場に掲示し、並びに市ホームページに掲載する方法によるものとする。

（設計図書等）

第7 事後審査型制限付一般競争入札に参加しようとする者（第9において「入札参

加申請者」という。)は、茨木市電子入札システムからダウンロードする方法により設計図書等を取得するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、市が指定する場所で設計図書等を購入する方法を併用することができる。

(設計図書等に関する質問及び回答)

第8 設計図書等に関する質問は、別に定める様式により電子メール又はファクシミリの方法で行うものとする。

2 前項の質問に対する回答は、市ホームページに掲載する。

(入札参加申請)

第9 入札参加申請者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 事後審査型制限付一般競争入札参加申請書

(2) 入札書

(3) 積算内訳書

(4) その他公告で求める書類

2 申請等に係る費用は、入札参加申請者の負担とし、提出後の書類は返却しないものとする。

(入札の無効)

第10 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 参加資格のない者のした入札書

(2) 同一人がした2以上の入札書

(3) 入札者が協定してした入札書

(4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書

(5) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

(落札候補者の決定)

第11 落札候補者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者とする。

2 同一順位のため落札候補者が2者以上となる場合は、くじにより落札候補者を決定する。

(入札参加資格の事後審査及び落札者の決定)

第12 事後審査として落札候補者の入札参加資格を審査し、適格者を落札者とする。

2 前項の事後審査において不適格者があったときは、次順位者を落札候補者とし、適格者があるまで審査を行うものとする。

3 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話等の方法により連絡するものとする。

(入札参加資格がないと認められた者に対する通知等)

第13 第12第1項において入札参加資格に適合しないと認められた者に対しては、入

札参加資格非適合通知書により通知する。

- 2 前項の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に、非適合理由説明申請書により入札参加資格に適合しないと認められた理由について説明を求めることができる。
- 3 前項の規定による申請があったときは、申請のあった日の翌日から起算して7日以内に回答するものとする。

(入札の中止等)

第14 次の各号のいずれかに該当するときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

- (1) 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき。
- (2) 入札参加資格の審査により当該入札に参加を認められた者が入札案件に応じて市長が定めた数に満たないとき。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があると認められるとき。

(様式)

第15 この要綱に定める事後審査型制限付一般競争入札参加申請書等の様式は、市長が別に定める。

(適用除外)

第16 特定建設工事共同企業体に発注する建設工事は、この要綱の規定を適用しない。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、事後審査型制限付一般競争入札の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。
(茨木市制限付一般競争入札実施要綱の一部改正)
- 2 茨木市制限付一般競争入札実施要綱（平成6年4月1日実施）の一部を次のように改正する。

第7中「より」を削り、「においても」を「は」に、「によることができる」を「の対象とする」に改める。

第8を第9とし、第7の次に第8として次のように加える。

(適用除外)

第8 茨木市建設工事事後審査型制限付一般競争入札試行要綱（平成20年4月1日

実施)に規定する事後審査型制限付一般競争入札を行う建設工事については、この要綱の規定は適用しない。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成20年6月23日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の規定は、平成21年4月1日以後に実施する入札について適用し、同日前の入札については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の規定は、平成22年4月1日以後に実施する入札について適用し、同日前の入札については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市事後審査型制限付一般競争入札実施要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に実施する入札について適用し、同日前に実施する入札については、なお従前の例による。